

議案提出について

議案「喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年12月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

稲上 端 明 浩
小間 田 雅 大
坂 井 大 祐
麦 本 泰 広
広 田 美 徹
熊 野 盛 代
下 沢 盛 夫
栗 森 盛 伸
野 本 正 太
福 田 太 人
郎

議会議案第18号

喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議

喜成清恵議員が令和5年3月21日未明に酒気帯び運転容疑で摘発された事件を受けて、本市議会は、令和5年度6月定例会議会及び9月定例会議会で喜成清恵議員の議員辞職勧告決議を全会一致で可決した。それにもかかわらず、喜成清恵議員は決議を尊重せず、議員を辞職しない行為は、到底市民から理解を得られるものではない。

金沢市議会基本条例では、議員は、「高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行する」ととされているが、これは、議会における諸活動だけでなく、私生活においても当然遵守されるべきものであり、議員に対しては、高い倫理観と自律性の下に行動することが求められている。しかしながら、喜成清恵議員の一連の行動は、議会基本条例に規定する姿とは程遠く、在職中に刑事処分を受けたことは本市議会の名誉を著しく汚すとともに、市民の信頼を大きく損ねることとなっており、公人である市議会議員の立場からすると著しく不適切なものである。

また、11月24日に開催された本市の新たなまちづくりの指針として提案される金沢市都市像策定に係る議案説明会（全員協議会）を何の連絡もなく欠席したことは、市民の代表者として、市政の課題を把握し市政に反映させていく立場である議員としてあるまじき行為であるとともに、議員の職を全うして結果で返していくという、6月9日に開催された全員協議会での自らの発言と行動を異にするものである。

よって、本市議会の名誉と市民からの信頼が回復されることを願い、三度喜成清恵議員の一連の行動について反省を強く求め、速やかに自ら金沢市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

ここに、決議する。

議案提出について

議案「政治資金パーティー、企業・団体献金の禁止を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年12月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者
金沢市議会議員 山下明希
" 広田美代
" 森尾嘉昭

議会議案第19号

政治資金パーティー、企業・団体献金の禁止を求める意見書

自民党の主要5派閥（政治団体）が2018年から2021年までの政治資金パーティーにおける収入計4,000万円を政治資金収支報告書に記載していなかった疑惑について、東京地検特捜部が捜査していることが明らかとなった。

今回の問題は、政治家の政治資金収支報告書と政治団体の政治資金収支報告書を照らし合わせた結果発覚したものである。政治資金規正法は1回のパーティーで20万円超のパーティー券購入者の名前を報告書に記載することを義務づけているにもかかわらず、大口購入者の名前が記載されていなかった。また、企業の購入分は分からないため、不記載分はもっと多いのではないとも言われている。

政治資金パーティー疑惑が次々と明らかになるのは、寄附と比べ透明度が低く、名前や金額が明らかにされにくいためであり、主要5派閥で大口購入者を特定しにくくする手法が蔓延していたことは構造的問題である。また、企業・団体が支払うパーティー券代は、形を変えた企業・団体献金と言わざるを得ない。そもそも、政治家個人に対する企業・団体献金は禁止されているにもかかわらず、政党支部を隠れみのにした政治家個人への献金も事実上行われている。こうした抜け道をなくすことが不可欠である。

献金の上位は自動車や電機などの大企業であり、営利を目的とする企業が献金するのは見返りを求めるからにほかならない。政治資金規正法では、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるため、政治資金の収支は疑惑を招かないよう公明正大に行うことを定めている。

よって、国におかれては、カネの力で政治をゆがめることを許さないよう、企業・団体献金はパーティー券購入も含め全面的に禁止するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「消費税減税を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年12月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者
金沢市議会議員 山下明希
" 広田美代
" 森尾嘉昭

議会議案第20号

消費税減税を求める意見書

物価高騰に暮らしの悲鳴が上がっている。今回の物価高騰がとりわけ国民生活にとって苦しく深刻な打撃となっているのは、30年という長期にわたる経済の停滞と衰退、言わば「失われた30年」で、暮らしの困難が続いているところに物価高騰が襲いかかっているからである。

日本は、世界でも特異な「賃金の上がらない国」となっており、食料・エネルギーの自給率が低いことに加え、消費税を導入し、増税を繰り返して、そのたびに国内消費を冷え込ませてきたことが、30年の長期にわたる経済停滞の大きな原因である。

消費税は「社会保障のため」との名目で5%から8%、10%へと14兆円もの大増税が行われたにもかかわらず、増税分は富裕層・大企業減税などの穴埋めに消え、社会保障は、年金、医療、介護などあらゆる分野で負担増と給付削減が繰り返されてきたのが冷厳な事実である。

物価高騰は食料品をはじめ、あらゆる分野に及んでおり、岸田政権の部分的な一時しのぎの対策だけでは国民生活を守ることはできない。消費税減税こそ物価高騰から暮らしを守り、内需を拡大するものであり、経済対策として最も有効かつ抜本的なものである。

よって、国におかれては、経済対策として最も有効な消費税減税に踏み切るよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「誰もが安心して暮らせる社会の実現」に向けた税制改正を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年12月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者
金沢市議会議員 熊栗森 野盛 夫
〃 森 一 慨
〃 敏

議会議案第21号

「誰もが安心して暮らせる社会の実現」に向けた税制改正を求める意見書

賃上げの流れが社会全体に十分に広がっているとは言えない中、食料品をはじめとする生活必需品の価格上昇が、国民生活、特に低所得者の生活を圧迫し続けている。今後対策がされないまま生活必需品の価格上昇が続くと、買い控えなどが起きかねず、国民の生活への影響が懸念される。

また、高騰が続くガソリン価格は、政府の補助金の増額により値下がりし始めたものの、いまだ高止まりし、特に地方の暮らしと中小企業の経営に大きな打撃を与えている。加えて、価格高騰の要因である国際情勢と為替の動向は先行きが不透明であり、価格安定化に向けた見通しが立ちづらい状況にある。

よって、国におかれては、国民の暮らしを守る責任を果たすとともに、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、恒久的で実効性ある対策として下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 低所得者の負担軽減と就労支援に向けて「給付付き税額控除」の仕組みを構築し、基礎的消費に係る消費税負担分を給付する「消費税還付制度」や社会保険料・雇用保険料（労働者負担分）の半額相当分を所得税から控除する「就労支援給付制度」を導入すること。
- 2 燃料価格の高騰対策として、揮発油税などに上乗せされているいわゆる「当分の間税率」を廃止すること。その際、税制全体の見直しによって地方財政に影響を及ぼさないための措置を講じること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「大阪・関西万博の開催意義の理解促進につなげる取組を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年12月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

稲上 端 明 浩
小間 田 雅 大
坂 井 大 祐
麦 本 泰 広
熊 田 盛 徹
下 野 盛 夫
栗 沢 広 伸
野 森 正 慨
福 本 太 人
郎

議会議案第22号

大阪・関西万博の開催意義の理解促進につなげる取組を求める意見書

2025年大阪・関西万博は、ポストコロナの世界において、未来への希望を示す場となり、経済、社会、文化等のあらゆる面において、我が国のさらなる飛躍の起爆剤になるものである。

しかしながら、資材や人件費の高騰を背景に建設費が当初の1.8倍に膨れ上がっていることなどから、一部で開催の中止を求める声が上がっている。

一方、公益財団法人日本財団が実施した「18歳意識調査」では、回答者の7割が開催に賛成し、経済効果や文化発信の好機と考えているなど、開催に期待する声があることも事実である。

ロシアのウクライナ侵攻や米中対立など世界の分断化が進む中、万博は、世界中からたくさんの人やモノが集まり、地球規模の様々な課題に取り組むために、世界各地から英知が集まる貴重な場である。

よって、国におかれては、万博に対する非常に厳しい声があることも踏まえ、予算の執行状況など万博に関する様々な情報の見える化をさらに進めるとともに、万博開催の意義や経済効果などについて、国民の理解促進につなげる取組を一層推進するよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年12月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

稲上 端 明 浩
小間 田 雅 大 祐
坂 井 大 泰 広
麦 本 田 美 盛 代
広 田 野 盛 広 夫
熊 下 野 沢 美 盛 伸
下 栗 沢 森 盛 太 慨
野 福 本 田 正 太 人
福 田 太 郎

議会議案第23号

生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、歯科健診は、乳幼児に対しては母子健康法、小中学校及び高等学校の児童・生徒に対しては学校保健安全法に基づき、実施が義務づけられている。一方、成人に対しては、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、歯科健診が実施されているものの、実施は義務づけられていない。また、労働安全衛生法に基づき、事業所において実施が義務づけられている歯科健診の対象も、有害業務に従事する労働者に限られていることから、成人期以降の歯科健診は十分とは言えないのが現状である。

近年、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係等については、科学的な根拠が明らかになっている。健康寿命を延ばすためには、歯を含めた口腔内の健康維持が極めて重要であることから、ライフステージに合わせた切れ目のない歯科健診の受診機会を確保する必要がある。本市議会においても、平成29年9月に議員提案により「金沢市歯と口の健康づくり推進条例」を制定し、生涯を通じた歯と口の健康づくりを推進し、市民の健康増進に取り組んでいるところである。

こうした中、本年6月に閣議決定された骨太の方針2023において、生涯を通じた歯科健診「国民皆歯科健診」に向けた取組を推進することが盛り込まれたところであり、生涯を通じて国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことが期待される。

よって、国におかれては、国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国民皆歯科健診実現に向けた法改正を早急に行うこと。
 - 2 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体をはじめ、関係者の意見を十分に反映させるよう必要な措置を講じること。
 - 3 国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講じること。
 - 4 国民皆歯科健診の実現と合わせ、国民に対して、歯と口腔の健康づくり及び歯科健診の重要性についての啓発や、健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。
- ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「子どもたちの学びのさらなる充実を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年12月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者				
金沢市議会議員	福	田	太	郎
〃	稲	端	明	浩
〃	上	田	雅	大
〃	小	井	大	祐
〃	坂	本	泰	広
〃	麦	田		徹
〃	広	田	美	代
〃	熊	野	盛	夫
〃	下	沢	広	伸
〃	栗	森		慨
〃	森	野	一	敏
〃	野	本	正	人

議会議案第24号

子どもたちの学びのさらなる充実を求める意見書

令和3年、いわゆる義務標準法の改正により、小学校の学級編制の標準が令和3年度から5年間で段階的に引き下げられることとなったが、中学校での引下げについては、本年6月に閣議決定された骨太の方針2023において、小学校における多面的な効果を検証した上で、望ましい教育環境や指導体制を構築していくこととされており、高等学校での引下げとともに、いまだ具体的な方策は示されていない。

少人数学級の推進によって、教職員がゆとりを持って子どもたちと向き合うことができるようになれば、教職員のさらなる質の向上やきめ細かな指導の実現につながるほか、子どもたちにとっても学びの環境の充実につながることを期待されるため、学級編制の標準のさらなる引下げと、新たな教職員定数改善計画の策定・実施が求められている。

また、教職員が安心して本務に集中し、子どもたちと向き合うことができるよう、働き方改革のさらなる加速化、処遇改善を進める必要がある。加えて、ICT化の推進、いじめや不登校問題、特別な配慮を要する児童・生徒への対応など、学校現場に山積する様々な課題に対し、人的配置をはじめとする財政措置は不十分であることから、さらなる教育予算の拡充が必要である。

よって、国におかれては、学級編制の標準のさらなる引下げ、新たな教職員定数改善計画の策定・実施、教職員の処遇改善、教育予算の拡充を行い、子どもたちの学びのさらなる充実を図るよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「保育士の処遇改善を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年12月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者

金沢市議会議員

〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃
〃

福田 太明 郎
稲上 端雅 浩
小間 田大 祐
坂井 本泰 広
麦田 田美 徹
広野 盛盛 代
熊下 野盛 夫
栗沢 広広 伸
森森 一 敏
野野 正 人

議会議案第25号

保育士の処遇改善を求める意見書

地方都市が抱える少子高齢化・人口減少問題は、想定を超えた厳しい状況にあり、国や社会経済の基盤を支えるための重要な課題となっている。このような中、保育施設は子育て支援の重要な要であるとともに、地域の未来への投資とまちづくりに不可欠な社会資源であり、また、社会の機能を担う重要なインフラであることが改めて確認された。

今年度、こども基本法の施行とこども家庭庁が設置され、社会全体として、全ての子どもの権利擁護が図られたことで、人格形成の基礎を築き成長を支えることが一層重要となっている。

保育士・保育教諭等の処遇改善については、子ども・子育て新制度における処遇改善加算Ⅰ及びⅡ、Ⅲ、人事院勧告による公定価格の上昇なども併せ、国レベルで年々改善が図られているが、園の状況や規模によっては、経験の長い保育士が数多く在籍することにより、施設経営に影響を及ぼしているという実態もある。経験や知識の豊かな保育者が、保育の質の向上のため、子育ての現場で活躍し続けることは、保育の技術の向上や継承につながるとともに、保護者支援や地域の子育て支援のかじ取り役としての活躍も期待される。

よって、国におかれては、保育士のさらなる処遇改善とともに、継続した勤務に合わせたキャリア形成によって、生涯にわたって働ける環境の整備のために、処遇改善加算Ⅰにおいて、11年以上で加算率の上乗せや新たな区分の設定等の加算制度を講じられるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書」を次のとおり
会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年12月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

稲上	端田	明雅	浩大
小間	井本	大泰	祐広
坂	田	盛	徹
麦	野	盛	夫
熊	沢	広	伸
下	森	一	慨
栗	森	正	敏
森	本	太	人
野	田		郎
福			

議会議案第26号

食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書

食品ロス削減推進法が令和元年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。一方で、農林水産省が公表した令和3年度の食品ロス量は約523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が約279万トン、家庭系食品ロス量が約244万トンとなっている。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われていた中で、国連世界食糧計画(WFP)では、飢餓で苦しむ人々のために年間480万トンの食料支援を行っているが、日本においてまだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロス量はその1.1倍近くとなっているのが現状である。

本年10月には、本市において第7回食品ロス削減全国大会が開催され、全国の好事例とともに地元大学生の取組が表彰されており、今後は一人一人が身近なところから行動を起こすことが求められている。

よって、国におかれては、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進のために、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し、実効性を強化すること。
- 事業系食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティーフリッジ(公共冷蔵庫)の設置や運営等への支援制度を整備すること。
- 食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、できる限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して、積極的な支援を展開すること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議案提出について

議案「医療扶助受給者の国民健康保険等への加入検討に対し慎重な対応を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年12月15日

金沢市議会議長 高 誠 様

提出者
金沢市議会議員 広 田 美 代
〃 熊 野 盛 夫
〃 森 一 敏

議会議案第27号

医療扶助受給者の国民健康保険等への加入検討に対し慎重な対応を求める意見書

国では、生活保護受給者を国民健康保険（国保）及び後期高齢者医療制度へ加入させることの検討が始まっている。経済財政運営と改革の基本方針2022では「医療扶助の在り方の検討を深める」とし、生活保護受給者の医療扶助を公費ではなく、国保と後期高齢者医療の保険財政に移行させる方針を示している。

これに対して、令和5年6月7日の全国市長会の提言では、「生活保護受給者の国保等への加入に向けた見直しについては、社会保障制度の根幹を揺るがし、国保等の制度の破綻を招くものであることから、断固行わないこと」としている。

生活保護受給者数は全国で約202万人おり、その世帯割合を見ると、高齢者世帯、障害者・傷病者世帯を合わせて80%以上であり、その多くが医療を必要としている。医療扶助は、自己負担が発生することによる受診抑制を招かないためにも不可欠である。

また、国保や後期高齢者医療の被保険者も低所得者が多く、医療扶助受給者の加入により保険料の引き上げや患者負担増を招くことは避けるべきである。生活保護は国が保障する最後のセーフティネットであり、今後とも国庫負担とすべきものである。

よって、国におかれては、こうした強い意見があることを踏まえ、制度移行の議論については、社会保障の根幹理念に立って慎重を期すよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。